

答 申 第 2 6 3 号

平成 1 9 年 7 月 6 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日付け保指第 8 1 2 号の 1 による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 8 年 1 0 月 1 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け保指第 6 3 8 号の 1 の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年9月29日付け保指第638号の1で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア ちばウェル・ナビ掲載施設一覧によれば、居宅介護等事業の施設一覧については、施設名「社会福祉法人富山町社会福祉協議会富山福祉サービス」、法人名「社会福祉法人富山町社会福祉協議会」、住所「安房郡富山町平久里中1410-1富山町保健福祉センター内」とあった。

イ 担当課の県保険指導課へは、平成18年7月の行政文書開示請求書の添付書類「南房総市社会福祉協議会の拠点」に、手書きで平成11年7月27日付け厚生省からの事務連絡「いわゆる『公設民営』等の取扱いについて」から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）違反と記入して知らせてある。

ウ 平成18年9月19日付け保指第593号開示決定等期間延長通知書で「富山町保健福祉センター（総合保健施設）の介護保険法の訪問介護事業者に関する一切の書類」は平成18年10月20日まで決定期間を延長し、対象となる行政文書を探しているのに、本件決定では保有していないとしている。

エ 特定作業をしている途中で保有していないとする決定処分は違法である。

オ 富山町国民健康保険総合保健施設の整備のための交付金申請書類を行政文書開示請求し閲覧した結果、旧富山町社会福祉協議会（現南房総市社会福祉協議会。以下「社協」という。）に使用させる目的である旨を記載したものはなかった。目的外使用は明らかであり、補助金適正化法違反も明らかである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となる行政文書について

異議申立人（以下「申立人」という。）が、平成18年8月30日付けで開示請求した行政文書は、「平成14年度整備された富山町保健福祉センター（国民健康保険総合保健施設）の訪問介護部門が補助金適正化法違反の目的外使用（同町社協の介護保険法の訪問介護事業の事業所）であったことがわかる一切の書類」である。

(2) 本件決定について

「平成14年度整備された富山町保健福祉センター（国民健康保険総合保健施設）の訪問介護部門が補助金適正化法違反の目的外使用（同町社協の介護保険法の訪問介護事業の事業所）であったことがわかる一切の書類」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）は、社協が旧富山町（現南房総市。以下「旧富山町」という。）の国民健康保険総合保健施設を居宅サービス部門の訪問介護事業の事業所として使用していることは補助金適正化法違反の目的外使用であるとして、目的外使用であったことがわかる一切の書類の開示を求めるものである。

しかしながら、当該国民健康保険総合保健施設に関する補助金適正化法違反の目的外使用の事実はなく、本件請求に係る行政文書は存在しない。

(3) 本件異議申立ての理由に対する意見

申立人は、異議申立ての理由について、社協の訪問介護事業所の所在地が旧富山町の国民健康保険総合保健施設内にあることを指摘し、補助金適正化法違反であると主張している。

しかしながら、当該国民健康保険総合保健施設における居宅サービス部門の訪問介護事業については、開設当初から社協が業務を行っているが、旧富山町が事業主体として保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門を一体的に実施していく上で、社協との連携は、円滑な事業運営に必要なことから、国民健康保険総合保健施設内に社協の訪問介護事業所を配しているのであり、補助金適正化法違反の目的外使用には当たらず、申立人の主張に理由はない。

また、申立人は、自らが行った「富山町保健福祉センター（総合保健施設）の介護保険法の訪問介護事業者に関する一切の書類」に係る行政文書開示請求について、文書を探しているとして開示決定の期間が延長されたのだから、文書を探している途中なのに本件決定をしたことは違法であるとの主張をしている。

本件請求の「補助金適正化法違反の目的外使用」に係る行政文書の有無の判断に当たっては、そもそも補助金適正化法違反の目的外使用の事実はないので、本件決定をしたのであって、「富山町保健福祉センター（総合保健施設）の介護保険法の訪問介護事業者に関する一切の書類」を調査する必要はなく、申立人の主張に理由はない。

4 審査会の判断

当審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

申立人は、実施機関に対し、平成18年8月30日付けで本件請求を行った。

これに対し、実施機関は、該当する行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

ア 開示請求書の記載内容、異議申立書等の内容及び実施機関の説明から、本件請求

は、社協が旧富山町の国民健康保険総合保健施設を居宅サービス部門の訪問介護事業の事業所として使用していることが補助金適正化法に違反していることを前提としているもので、請求の趣旨を満たす文書は、実施機関が取得又は作成し保管している行政文書のうち、社協が旧富山町の国民健康保険総合保健施設を居宅サービス部門の訪問介護事業の事業所として使用していることについて、実施機関が補助金適正化法に違反していることを認定した旨の記載のある行政文書であると認められる。

イ ところで、実施機関の説明は、前記3のとおりであり、社協が旧富山町の国民健康保険総合保健施設を居宅サービス部門の訪問介護事業の事業所として使用していることは補助金適正化法に違反していないとの理由により、本件請求に係る行政文書は不存在であるとしている。実施機関に確認したところ、補助金適正化法に違反していないと認定している具体的理由は次のとおりであった。

(ア) 国では、施設内容、施設規模等、一定の要件を満たした国民健康保険総合保健施設に関し、建設時の施設整備費等及び建設の翌年度からの保健事業に対する運営事業費を、国民健康保険調整交付金（以下「交付金」という。）として市町村に対し助成している。

交付金の交付申請に当たっては、施設整備計画の段階から事業内容について交付要件にかなっているかどうかを国、都道府県、市町村で事前協議しており、その結果、適正であると認められた内容について申請し、交付金が交付される。

(イ) 旧富山町の国民健康保険総合保健施設の訪問介護部門に対する交付金については、建設時に施設整備費及び初度整備費が交付されている。この交付金に関しても、事前協議の結果、交付要件を満たしていると認められた内容について交付申請して交付されたものであり、また、実績報告に関しても適正と認められたものであるから補助金適正化法違反ではない。

実施機関が、これらの理由により、社協が旧富山町の国民健康保険総合保健施設を居宅サービス部門の訪問介護事業の事業所として使用していることについて、補助金適正化法に違反すると認定していないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、他に本件請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

ウ なお、申立人は、異議申立書及び意見書で様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響がある主張ではないため考慮しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 11. 15	諮問書の受理
18. 12. 19	実施機関の理由説明書の受理
19. 2. 5	異議申立人の意見書の受理
19. 6. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成19年6月19日現在)